亲

店頭デリバティブ取引説明書 (DMM CFD-Index)

(DMMCFD-Index 取引のリスク等重要事項について 省略)

DMMCFD-Index 取引のリスクについて

(○価格変動リスク~○当社 DMMCFD-Index 取引システムの利用に係るリスクについて (3) まで省略)

(4) ロスカットに伴うリスク

本取引サービスにおいては、証拠金維持率が 50%以下となった段階で保有している全てのポジションを決済するよう自動的に決済注文が発注されます。原則として当該注文が執行された時にお客様に配信している価格で約定しますが、ロスカット注文や他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要す場合があります。かかる注文については、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先からの配信レートの中から約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、提示されているレートよりもお客様にとって不利なレートで約定することや、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することや、当社レート履歴に記載のない不利なレートが記することがあります。また、証拠金維持率が 50%以下となった時点で、有効なレートが配信されていない場合、有効なレートが配信されるまでロスカット処理に時間を要することや、実際にロスカットが行われた場合に、預託証拠金を上回る損失が発生することがあります。

(以下、省略)

旧

店頭デリバティブ取引説明書 (DMM CFD-Index)

(DMMCFD-Index 取引のリスク等重要事項について 省略)

DMMCFD-Index 取引のリスクについて

(○価格変動リスク~○当社 DMMCFD-Index 取引システムの利用に係るリスクについて (3) まで省略)

(4) ロスカットに伴うリスク

本取引サービスにおいては、証拠金維持率が 50%以下となった段階で保有している全てのポジションを決済するよう自動的に決済注文が発注されます。原則として当該注文が執行された時にお客様に配信している価格で約定しますが、ロスカット注文や他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要す場合があります。かかる注文については、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先からの配信レートの中から約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、注文レートよりもお客様にとって不利なレートで約定することや、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。また、証拠金維持率が 50%以下となった時点で、有効なレートが配信されていない場合、有効なレートが配信されるまでロスカット処理に時間を要することや、実際にロスカットが行われた場合に、預託証拠金を上回る損失が発生することがあります。

(以下、省略)

DMMCFD-Index 取引の仕組みについて

口座開設について

(1.~2.省略)

3. 当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のとおりです。

≪個人のお客様の場合≫

- (1) 本取引のリスク・商品の性格・仕組・内容について十分理解していること。
- (2) ご自身の判断と責任によりDMM CFD-Index取引を行うことができること。
- (3) 日本国内に居住する満20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること。
- (4) 本取引にかかる法令その他諸規則**又は**定款、その他の内規に違反せず、本取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。
- (5) ご自身専用でかつパソコンで利用できる電子メールアドレスをお持ちであること (他の方と共有のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません)。
- (6) パソコンでお取引することができる環境があること。
- (7) 当社からの電子メール又は、電話で常時連絡をとることができること。
- (8) 適宜、当社ホームページに掲載しているお知らせをご確認頂けること。

DMMCFD-Index 取引の仕組みについて

口座開設について

(1.~2.省略)

3. 当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のとおりです。

≪個人のお客様の場合≫

- (1) 本取引のリスク・商品の性格・仕組・内容について十分理解していること。
- (2) ご自身の判断と責任により DMM CFD-Index取引を行うことができること。
- (3) 日本国内に居住する満20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること。
- (4) 本取引にかかる法令その他諸規則<u>または</u>定款、その他の内規に違反 せず、本取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。
- (5) ご自身専用でかつパソコンで利用できる電子メールアドレスをお持ちであること (他の方と共有のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません)。
- (6) パソコンでお取引することができる環境があること。
- (7) 当社からの電子メール又は、電話で常時連絡をとることができること。
- (8) 適宜、当社ホームページに掲載しているお知らせをご確認頂けること。

- (9) ご自身でインターネットを通して取引・確認・管理が行えること。
- (10)契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、約款、取引残高報告書、 証拠金受領に係る書面その他<u>法令規則</u>上交付すべき書面を電磁的方 法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾いただける こと。
- (11)振込先預金口座は、国内に存するご本人様名義の金融機関口座を指定すること。
- (12)当社の定める「個人情報の取扱いについて」に同意し、本人確認書類として当社の指定するものをご提出いただけること。
- (13)当社から交付された日本語による諸通知の記載内容が理解できること及び、日本語による電話等での会話ができ、意思の疎通に支障がないこと。
- (14) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
 - ・ 現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総 会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。
 - ・ 現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。
 - ・ 自ら<u>又は</u>第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超 えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴 力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて 当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わ ないこと。
 - ・ マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法 又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わない

- (9) ご自身でインターネットを通して取引・確認・管理が行えること
- (10)契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、約款、取引残高報告書、 証拠金受領に係る書面その他**金融商品取引法**上交付すべき書面を電 磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾いた だけること。
- (11)振込先預金口座は、国内に存するご本人様名義の金融機関口座を指定すること。
- (12)当社の定める「個人情報の取扱いについて」に同意し、本人確認書類として当社の指定するものをご提出いただけること。
- (13)当社から交付された日本語による諸通知の記載内容が理解できること及び、日本語による電話等での会話ができ、意思の疎通に支障がないこと。
- (14) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
 - ・ 現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総 会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。
 - ・ 現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。
 - ・ 自ら<u>または</u>第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を 超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は 暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用い て当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行 わないこと。
 - ・ マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法 又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わない

こと。

- ・ 上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する 行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、**又 は**通知により口座が解約されても異議申立てをしないこと。 また、これにより損害が生じた場合でも、全て<u>自己</u>の責任と すること。
- ※ 「反社会的勢力」には、法令<u>規則</u>その他の事情<u>に</u>鑑み、当社 が反社会的勢力と認めたものを含みます。
- (15) 日本証券業協会及び一般社団法人金融先物取引業協会並びに日本商 品先物取引協会の会員の役職者等ではないこと。
- (16) その他当社が定める基準を満たしていること。
 - ※ 当社における審査の結果、お客様の本取引口座開設を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。

≪法人のお客様の場合≫

- (1) 日本国内で本店又は支店が登記されている法人であること。
- (2) 商業登記上の本店又は支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。
- (3) 本取引にかかる法令その他諸規則又は定款、その他の内規に違反せず、本取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。
- (4) 取引担当者の判断と責任によりDMM CFD-Index取引を行うことができること。
- (5) 法人様専用でかつパソコンで利用できる電子メールアドレスをお持ちであること (他の方と共有のメールアドレスでのお申込は受け付

こと。

- ・ 上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する 行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、<u>ま</u> <u>たは</u>通知により口座が解約されても異議申立てをしないこ と。また、これにより損害が生じた場合でも、全て<u>自分</u>の責 任とすること。
- ※ 「反社会的勢力」には、法令その他の事情<u>を</u>鑑み、当社が反 社会的勢力と認めたものを含みます。

(新設)

- (15)その他当社が定める基準を満たしていること。
 - ※ 当社における審査の結果、お客様の本取引口座開設を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。

≪法人のお客様の場合≫

- (1) 日本国内で本店又は支店が登記されている法人であること。
- (2) 商業登記上の本店又は支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。
- (3) 本取引にかかる法令その他諸規則<u>または</u>定款、その他の内規に違反 せず、本取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。
- (4) 取引担当者の判断と責任により DMM CFD-Index取引を行うことができること。
- (5) 法人様専用でかつパソコンで利用できる電子メールアドレスをお持ちであること (他の方と共有のメールアドレスでのお申込は受け付

けておりません)。

- (6) パソコンでお取引することができる環境があること。
- (7) 当社からの電子メール又は電話で常時連絡をとることができること。
- (8) 適宜、当社ホームページに掲載しているお知らせをご確認頂けること。
- (9) 契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、約款、取引残高報告書、 証拠金の受領に係る書面その他法令規則上交付すべき書面を電磁的 方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂ける こと。
- (10)振込先預金口座は、国内に存する法人様名義の金融機関口座を指定すること。
- (11)当社の定める「個人情報の取扱いについて」に同意し、本人確認書類をご提出いただけること。
- (12)反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
 - ・ 現在、且つ将来にわたって、役職員が暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。
 - ・ 自ら<u>又は</u>第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超 えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴 力を用いる行 為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用い て当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行 わないこと。
 - ・ マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法

けておりません)。

- (6) パソコンでお取引することができる環境があること。
- (7) 当社からの電子メール又は電話で常時連絡をとることができること。
- (8) 適宜、当社ホームページに掲載しているお知らせをご確認頂けること。
- (9) 契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、約款、取引残高報告書、 証拠金の受領に係る書面その他<u>金融商品取引法</u>上交付すべき書面を 電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾 頂けること。
- (10)振込先預金口座は、国内に存する法人様名義の金融機関口座を指定すること。
- (11)当社の定める「個人情報の取扱いについて」に同意し、本人確認書類をご提出いただけること。
- (12)反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
 - ・ 現在、且つ将来にわたって、役職員が暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。
 - ・ 自ら<u>または</u>第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を 超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は 暴力を用いる行 為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用 いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を 行わないこと。
 - ・ マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法

- 又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わない こと。
- 上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する 行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、又 は通知により口座が解約されても異議申立てをしないこと。 また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責任と すること。
- ※「反社会的勢力」には、法令規則その他の事情に鑑み、当社が反社 会的勢力と認めたものを含みます。
- (13)取引及び取引に付随する行為について権限を有する個人(以下「取 引担当者」) を選任すること、並びに取引担当者は、当社が定める基 準を満たしていること。
- (14)その他当社が定める基準を満たしていること。
- ※当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになってお | ※当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになってお ります。

<取引担当者基準>

- 取引担当者は1口座につき1名。
- 取引担当者と法人代表者は同一でも可能。
- ○法人代表者に代わり当社との取引について、責任及び権限があるこ
- 日本国内に居住する満20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人 であること。
- 口座名義人である法人**の役職員であること。**

- 又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わない こと。
- 本号に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する。 行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、ま たは通知により口座が解約されても異議申立てをしないこ と。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自分の責 任とすること。
- ※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的 勢力と認めたものを含みます。
- (13)取引及び取引に付随する行為について権限を有する個人(以下「取 引担当者」) を選任すること、並びに取引担当者は、当社が定める基 準を満たしていること。
- (14)その他当社が定める基準を満たしていること。
- ります。

<取引担当者基準>

- 取引担当者は1口座につき1名。
- 取引担当者と法人代表者は同一でも可能。
- 法人代表者に代わり当社との取引について、責任及び権限があるこ
- 日本国内に居住する満20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人 であること。
- 口座名義人である法人**に籍があること。**

- 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
 - ・ 現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総 会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと
 - ・ 現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。
 - ・ 自ら<u>又は</u>第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超 えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴 力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて 当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わ ないこと。
 - ・ マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法 又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わない こと。
 - ・ 上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する 行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、<u>又</u> <u>は</u>通知により口座が解約されても異議申立てをしないこと。 また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責任と すること。
 - ※反社会的勢力には、法令<u>規則</u>その他の事情<u>に</u>鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含みます。
- 取引担当者の判断と責任により DMM CFD-Index取引を行うことができること。
- その他当社が定める基準を満たしていること。 ※当社における審査の結果、お客様の本取引口座開設を承諾しなか

- 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
 - ・ 現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総 会屋・社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと
 - ・ 現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。
 - ・ 自ら<u>または</u>第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を 超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は 暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用い て当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行 わないこと。
 - ・ マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法 又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わない こと。
 - ・ 上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する 行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、<u>ま</u> <u>たは</u>通知により口座が解約されても異議申立てをしないこ と。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自己の責 任とすること。
 - ※反社会的勢力には、法令その他の事情<u>を</u>鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含みます。
- 取引担当者の判断と責任によりDMM CFD-Index取引を行うことができること。
- その他当社が定める基準を満たしていること。 ※当社における審査の結果、お客様の本取引口座開設を承諾しなか

った場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても 開示しないものとします。

(以下、省略)

お取引について

(1. ~6. 省略)

7. スワップポイント

「スワップポイント」とは、ロールオーバーした場合、ロール金額(終値×数量)に金利と配当利回り、リースレート等を調整した金利を乗じて算出され日々発生します。 実際にお客様に付与されるスワップポイントは、当社ホームページ等で公表いたします。

(削除)

(8.~11.省略)

12. 注文の種類(途中省略)

【一括決済】

・ 当注文は、お客様が保有する複数のポジション<u>(同一の銘柄に限</u> ります)を一括で成行にて決済する注文方法で、スリッページ幅 った場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても 開示しないものとします。

(以下、省略)

お取引について

7. スワップポイント

「スワップポイント」とは、ロールオーバーした場合、ロール金額(終値×数量)に金利と配当利回り、リースレート等を調整した金利を乗じて算出され日々発生します。

買いの場合、ロール金額×金利(配当利回り-短期金利-コスト金利) 日数÷360

売りの場合、ロール金額×金利(短期金利-コスト金利-配当利回り) <u>日数÷360</u>

コスト金利は、調達コストで利率は当社が定めるものとします。

(8. ~11. 省略)

12. 注文の種類 (途中省略)

【一括決済】

・ 当注文は、お客様が保有する複数のポジション一括で成行にて決 済する注文方法で、スリッページ幅を設定することはできません。 を設定することはできません。

- ・ 当注文は、当注文が約定処理を行うサーバに到達したときにお客様に提示する価格で約定します。ただし、当注文が約定処理を行うサーバに到達した時点から一定時間、約定すべき有効な価格の配信が行われなかったときは、当注文は失効します。
- ・ 当注文は、他の一括決済注文及びその他の注文と優劣の差はない ため、約定処理を行うサーバに到達した順序で約定処理されます。 ただし、お客様がすでに発注されている決済注文がある場合は、 当該発注済決済注文は取消されます。

(以下、省略)

(DMMCFD-Index 取引の手続きについて 省略)

(DMMCFD-Index 取引甲に関する禁止行為 省略)

DMM CFD-Index 取引及びその受託に関する主要な用語の定義

(削除)

□マージンカット(まーじんかっと)—Margin cut 毎営業日のマーケットクローズ後に、証拠金維持率判定を行っており、当該時点において証拠金維持率が100%を下回った場合、翌営業日のオープン時点で追加証拠金が発生します。当該翌営業日の22時59

- ・ 当注文は、当注文が約定処理を行うサーバに到達したときにお客様に提示する価格で約定します。ただし、当注文が約定処理を行うサーバに到達した時点から一定時間、約定すべき有効な価格の配信が行われなかったときは、当注文は失効します。
- ・ 当注文は、他の一括決済注文及びその他の注文と優劣の差はない ため、約定処理を行うサーバに到達した順序で約定処理されます。 ただし、お客様がすでに発注されている決済注文がある場合は、 当該発注済決済注文は取消されます。

(以下、省略)

(DMMCFD-Index 取引の手続きについて 省略)

(DMMCFD-Index 取引甲に関する禁止行為 省略)

DMM CFD-Index 取引及びその受託に関する主要な用語の定義

□フォワードレート (ふぉわーどれーと) 先渡し価格 (将来の特定の期日で約定させるレート)

□マージンカット(まーじんかっと)—Margin cut

毎営業日のマーケットクローズ後に、証拠金維持率判定を行っており、当該時点において証拠金維持率が100%を下回った場合、翌営業日のオープン時点で追加証拠金が発生します。当該翌営業日の22時59

分までに追加証拠金額が0円とならない場合に、当該翌営業日の23時00分(マージンカットや他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要す場合があります)に、お客様の全ての未決済ポジションを反対売買により強制決済することをいいます。

(例えば、金曜日のマーケットクローズ時点(**夏時間:**土曜日 **04 時 50 分、冬時間:土曜日 05 時 50 分**) で証拠金維持率が 100%を下回っていた場合、翌営業日の 22 時 59 分 (月曜夜) までに追加証拠金が0 円とならなければ、月曜日 23 時 00 分にマージンカットとなります。)

(以下、省略)

(金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について 省略)

平成29年2月4日 改訂

(反社会的勢力に対する基本方針 省略)

分までに追加証拠金額が0円とならない場合に、当該翌営業日の23時00分(マージンカットや他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要す場合があります)に、お客様の全ての未決済ポジションを反対売買により強制決済することをいいます。

(例えば、金曜日のマーケットクローズ時点(土曜日<u>早朝</u>)で証拠金維持率が100%を下回っていた場合、翌営業日の22時59分(月曜夜)までに追加証拠金が0円とならなければ、月曜日23時00分にマージンカットとなります。)

(以下、省略)

(金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について 省略)

(反社会的勢力に対する基本方針 省略)

店頭商品デリバティブ取引説明書 (DMM CFD-Commodity)

(店頭商品デリバティブ取引のリスク等重要事項について 省略)

DMMCFD-Commodity 取引のリスクについて

(○価格変動リスク~○当社 DMMCFD-Commodity 取引システムの利用 に係るリスクについて (3) まで省略)

(4) ロスカットに伴うリスク

本取引サービスにおいては、証拠金維持率が 50%以下となった段階で保有している全てのポジションを決済するよう自動的に決済注文が発注されます。原則として当該注文が執行された時にお客様に配信している価格で約定しますが、ロスカット注文や他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要す場合があります。かかる注文については、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先からの配信レートの中から約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、提示されているレートよりもお客様にとって不利なレートで約定することや、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。また、証拠金維持率が50%以下となった時点で、有効なレートが配信されていない場合、有効なレートが配信されるまでロスカット処理に時間を要することや、実際にロスカットが行われた場合に、預託証拠金を上回る損失が発生することがあります。

当社のロスカットは、DMM CFD-Commodity 取引、DMM

店頭商品デリバティブ取引説明書 (DMM CFD-Commodity)

(店頭商品デリバティブ取引のリスク等重要事項について 省略)

DMMCFD-Commodity 取引のリスクについて

(○価格変動リスク~○当社 DMMCFD-Commodity 取引システムの利用 に係るリスクについて (3) まで省略)

(4) ロスカットに伴うリスク

本取引サービスにおいては、証拠金維持率が 50%以下となった段階で保有している全てのポジションを決済するよう自動的に決済注文が発注されます。原則として当該注文が執行された時にお客様に配信している価格で約定しますが、ロスカット注文や他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要す場合があります。かかる注文については、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先からの配信レートの中から約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、注文レートよりもお客様にとって不利なレートで約定することや、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。また、証拠金維持率が 50%以下となった時点で、有効なレートが配信されていない場合、有効なレートが配信されるまでロスカット処理に時間を要することや、実際にロスカットが行われた場合に、預託証拠金を上回る損失が発生することがあります。

CFD-Index 取引の区分ごとにそれぞれ個別の管理となり、損益等は合 算されません。ロスカットルールもそれぞれ個別に計算され執行されま す。

(以下、省略)

DMMCFD-Commodity 取引の仕組みについて

口座開設について

(1.~2.省略)

3. 当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のとおりです。

≪個人のお客様の場合≫

- (1) 本取引のリスク・商品の性格・仕組・内容について十分理解していること。
- (2) ご自身の判断と責任によりDMM CFD-Commodity取引を行うことができること。
- (3) 日本国内に居住する満20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること。
- (4) 本取引にかかる法令その他諸規則**又は**定款、その他の内規に違反せず、本取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。
- (5) ご自身専用でかつパソコンで利用できる電子メールアドレスをお持ちであること (他の方と共有のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません)。

当社のロスカットは、DMM CFD-Commodity 取引、DMM CFD-Index 取引の区分ごとにそれぞれ個別の管理となり、損益等は合算されません。ロスカットルールもそれぞれ個別に計算され執行されます。

(以下、省略)

DMMCFD-Commodity 取引の仕組みについて

口座開設について

(1.~2.省略)

3. 当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のとおりです。

≪個人のお客様の場合≫

- (1) 本取引のリスク・商品の性格・仕組・内容について十分理解していること。
- (2) ご自身の判断と責任により DMM CFD-Commodity取引を行うことができること。
- (3) 日本国内に居住する満20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること。
- (4) 本取引にかかる法令その他諸規則<u>または</u>定款、その他の内規に違反 せず、本取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。
- (5) ご自身専用でかつパソコンで利用できる電子メールアドレスをお持ちであること (他の方と共有のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません)。

- (6) パソコンでお取引することができる環境があること。
- (7) 当社からの電子メール又は、電話で常時連絡をとることができること。
- (8) 適宜、当社ホームページに掲載しているお知らせをご確認頂けること。
- (9) ご自身でインターネットを通して取引・確認・管理が行えること。
- (10) 契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、約款、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他法令規則上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。
- (11) 振込先預金口座は、国内に存するご本人様名義の金融機関口 座を指定すること。
- (12) 当社の定める「個人情報の取扱いについて」に同意し、本人 確認書類として当社の指定するものをご提出いただけること。
- (13) 当社から交付された日本語による諸通知の記載内容が理解できること及び、日本語による電話等での会話ができ、意思の疎通に支障がないこと。
- (14) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
 - ・ 現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・ 社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。
 - ・ 現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。
 - ・ 自ら<u>又は</u>第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた 不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用い

- (6) パソコンでお取引することができる環境があること。
- (7) 当社からの電子メール又は、電話で常時連絡をとることができること。
- (8) 適宜、当社ホームページに掲載しているお知らせをご確認頂けること。
- (9) ご自身でインターネットを通して取引・確認・管理が行えること。
- (10) 契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、約款、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他**商品先物取引法**上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂けること。
- (11) 振込先預金口座は、国内に存するご本人様名義の金融機関口 座を指定すること。
- (12) 当社の定める「個人情報の取扱いについて」に同意し、本人 確認書類として当社の指定するものをご提出いただけること。
- (13) 当社から交付された日本語による諸通知の記載内容が理解できること及び、日本語による電話等での会話ができ、意思の疎通に支障がないこと。
- (14) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
 - ・ 現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・ 社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。
 - ・ 現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。
 - ・ 自ら<u>または</u>第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超え た不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用

- る行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて<u>当社</u>の信用を 毀損し又は貴社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
- ・ マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は 不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。
- ・ 上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為 をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、<u>又は</u>通知に より口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これに より損害が生じた場合でも、全て**自己**の責任とすること。
- ※「反社会的勢力」には、法令<u>規則</u>その他の事情<u>に</u>鑑み、当社が反社 会的勢力と認めたものを含みます。
- (15)日本証券業協会及び一般社団法人金融先物取引業協会並びに日本商品 先物取引協会の会員の役職者等ではないこと。
- (16) その他当社が定める基準を満たしていること。
 - ※ 当社における審査の結果、お客様の本取引口座開設を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても 開示しないものとします。

≪法人のお客様の場合≫

- (1) 日本国内で本店又は支店が登記されている法人であること
- (2) 商業登記上の本店又は支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。
- (3) 本取引にかかる法令その他諸規則<u>又は</u>定款、その他の内規に違反せず、本取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。
- (4) 取引担当者の判断と責任により DMM CFD-Commodity 取引を行うことができること。

- いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて<u>貴社</u>の信用 を毀損し又は貴社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
- ・ マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は 不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。
- ・ 上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為 をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、<u>または</u>通知 により口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これ により損害が生じた場合でも、全て**自分**の責任とすること。
- ※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的 勢力と認めたものを含みます。

(新設)

- (15) その他当社が定める基準を満たしていること。
 - ※ 当社における審査の結果、お客様の本取引口座開設を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても 開示しないものとします。

≪法人のお客様の場合≫

- (1) 日本国内で本店又は支店が登記されている法人であること
- (2) 商業登記上の本店又は支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。
- (3) 本取引にかかる法令その他諸規則**または**定款、その他の内規に違反 せず、本取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。
- (4) 取引担当者の判断と責任により DMM CFD-Commodity 取引を行うことができること。

- (5) 法人様専用でかつパソコンで利用できる電子メールアドレスをお 持ちであること (他の方と共有のメールアドレスでのお申込は受け 付けておりません)。
- (6) パソコンでお取引することができる環境があること。
- (7) 当社からの電子メール又は電話で常時連絡をとることができること。
- (8) 適宜、当社ホームページに掲載しているお知らせをご確認頂けること。
- (9) 契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、約款、取引残高報告書、 証拠金の受領に係る書面その他<u>法令規則</u>上交付すべき書面を電磁 的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承諾頂け ること。
- (10) 振込先預金口座は、国内に存する法人様名義の金融機関口座を指定すること。
- (11) 当社の定める「個人情報の取扱いについて」に同意し、本人確認書類をご提出いただけること。
- (12) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
 - ・ 現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・ 社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。
 - ・ 自ら**又は**第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた 不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用い る行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて<u>当社</u>の信用を 毀損し又は貴社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
 - ・ マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は

- (5) 法人様専用でかつパソコンで利用できる電子メールアドレスをお 持ちであること (他の方と共有のメールアドレスでのお申込は受け 付けておりません)。
- (6) パソコンでお取引することができる環境があること。
- (7) 当社からの電子メール又は電話で常時連絡をとることができること。
- (8) 適宜、当社ホームページに掲載しているお知らせをご確認頂けること。
- (9) 契約締結前交付書面、契約締結時交付書面、約款、取引残高報告書、 証拠金の受領に係る書面その他**商品先物取引法**上交付すべき書面 を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法よりご承 諾頂けること。
- (10) 振込先預金口座は、国内に存する法人様名義の金融機関口座を指定すること。
- (11) 当社の定める「個人情報の取扱いについて」に同意し、本人確認書類をご提出いただけること。
- (12) 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
 - ・ 現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・ 社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。
 - ・ 自ら<u>または</u>第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて<u>貴社</u>の信用を毀損し又は貴社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
 - ・ マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は

不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。

- 上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為 をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、又は通知に より口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これに より損害が生じた場合でも、全て自己の責任とすること。
- ※「反社会的勢力」には、法令規則その他の事情に鑑み、当社が反社 会的勢力と認めたものを含みます。
- (13) 取引及び取引に付随する行為について権限を有する個人(以下「取 引担当者」)を選任すること、並びに取引担当者は、当社が定める 基準を満たしていること。
- (14) その他当社が定める基準を満たしていること。
- ※当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになってお | ※当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになってお ります。

<取引担当者基準>

- 取引担当者は1口座につき1名。
- 取引担当者と法人代表者は同一でも可能。
- 法人代表者に代わり当社との取引について、責任及び権限があるこ と。
- 日本国内に居住する満20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人 であること。
- 口座名義人である法人**の役職員であること。**
- 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
 - ・ 現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・

不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。

- 上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為 をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、**または**通知 により口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これ により損害が生じた場合でも、全て**自分**の責任とすること。
- ※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的 勢力と認めたものを含みます。
- (13) 取引及び取引に付随する行為について権限を有する個人(以下「取 引担当者」)を選任すること、並びに取引担当者は、当社が定める 基準を満たしていること。
- (14) その他当社が定める基準を満たしていること。
- ります。

<取引担当者基準>

- 取引担当者は1口座につき1名。
- 取引担当者と法人代表者は同一でも可能。
- 法人代表者に代わり当社との取引について、責任及び権限があるこ
- 日本国内に居住する満20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人 であること。
- 口座名義人である法人**に籍があること。**
- 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
 - 現在、且つ将来にわたって、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・

社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。

- ・ 現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。
- ・ 自ら<u>又は</u>第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた 不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用い る行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて<u>当社</u>の信用を 毀損し又は貴社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
- ・ マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は 不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。
- ・ 上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為 をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、**又は**通知に より口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これに より損害が生じた場合でも、全て**自己**の責任とすること。
- ※「反社会的勢力」には、法令<u>規則</u>その他の事情<u>に</u>鑑み、当社が反社 会的勢力と認めたものを含みます。
- 取引担当者の判断と責任により DMM CFD-Commodity 取引を 行うことができること。
- その他当社が定める基準を満たしていること。
- ※ 当社における審査の結果、お客様の本取引口座開設を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても 開示しないものとします。

(以下、省略)

- 社会運動標榜ゴロ等の反社会的勢力に該当しないこと。
- ・ 現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。
- ・ 自ら<u>または</u>第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて<u>貴社</u>の信用を毀損し又は貴社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
- ・ マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は 不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。
- ・ 上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為 をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、<u>または</u>通知 により口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これ により損害が生じた場合でも、全て**自分**の責任とすること。
- ※「反社会的勢力」には、法令その他の事情<u>を</u>鑑み、当社が反社会的 勢力と認めたものを含みます。
- 取引担当者の判断と責任により DMM CFD-Commodity 取引を 行うことができること。
- その他当社が定める基準を満たしていること。
- ※ 当社における審査の結果、お客様の本取引口座開設を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても 開示しないものとします。

(以下、省略)

お取引について

(1.~6.省略)

7. スワップポイント

「スワップポイント」とは、ロールオーバーした場合、ロール金額(終 値×数量)に金利と配当利回り、リースレート等を調整した金利を乗じて 算出され日々発生します。実際にお客様に付与されるスワップポイント は、当社ホームページ等で公表いたします。

(削除)

(8.~11.省略)

12. 注文の種類

CFD-Commodity 取引及びその受託に関する主要な用語の定義」をご覧 ください。なお、これら注文は、DMM CFD-Commodity 取引システム でのみ行うことができ、原則として、電話、ファックス、電子メールそ の他の手段による注文及び変更・取消はできません。

(涂中省略)

お取引について

(1.~6.省略)

7. スワップポイント

「スワップポイント」とは、ロールオーバーした場合、ロール金額(終 値×数量)に金利と配当利回り、リースレート等を調整した金利を乗じて 算出され日々発生します。

(GOLD/USD、SILVER/USD のケース)

- ・ 買いの場合、ロール金額×金利(短期金利-フォワードレート-コスト金利) ×日数÷360
- ・ 売りの場合、ロール金額×金利(フォワードレートー短期金利ー コスト金利) ×日数÷360 コスト金利は、調達コストで利率は当社が定めるものとします。

(8. ~11. 省略)

12. 注文の種類

1) 注文の種類は以下のとおりです。その他注文は 30 ページの「 $DMM \mid 1$)注文の種類は以下のとおりです。その他注文は 32 ページの「DMMCFD-Commodity 取引及びその受託に関する主要な用語の定義」をご覧 ください。なお、これら注文は、DMM CFD-Commodity 取引システム でのみ行うことができ、原則として、電話、ファックス、電子メールそ の他の手段による注文及び変更・取消はできません。

(涂中省略)

【一括決済】

- ・ 当注文は、お客様が保有する複数のポジション<u>(同一の銘柄に限ります)を</u>一括で成行にて決済する注文方法で、スリッページ幅を設定することはできません。
- ・ 当注文は、当注文が約定処理を行うサーバに到達したときにお客様に提示する価格で約定します。ただし、当注文が約定処理を行うサーバに到達した時点から一定時間、約定すべき有効な価格の配信が行われなかったときは、当注文は失効します。
- ・ 当注文は、他の一括決済注文及びその他の注文と優劣の差はない ため、約定処理を行うサーバに到達した順序で約定処理されます。 ただし、お客様がすでに発注されている決済注文がある場合は、 当該発注済決済注文は取消されます。

(以下、省略)

(DMMCFD-Commodity 取引の手続きについて 省略)

(DMMCFD-Commodity 取引行為に関する禁止行為 省略)

DMM CFD-Commodity 取引及びその受託に関する主要な用語の定義 (削除)

□マージンカット(まーじんかっと)—Margin cut

【一括決済】

- ・ 当注文は、お客様が保有する複数のポジション一括で成行にて決 済する注文方法で、スリッページ幅を設定することはできません。
- ・ 当注文は、当注文が約定処理を行うサーバに到達したときにお客様に提示する価格で約定します。ただし、当注文が約定処理を行うサーバに到達した時点から一定時間、約定すべき有効な価格の配信が行われなかったときは、当注文は失効します。
- 当注文は、他の一括決済注文及びその他の注文と優劣の差はないため、約定処理を行うサーバに到達した順序で約定処理されます。ただし、お客様がすでに発注されている決済注文がある場合は、当該発注済決済注文は取消されます。

(以下、省略)

(DMMCFD-Commodity 取引の手続きについて 省略)

(DMMCFD-Commodity 取引行為に関する禁止行為 省略)

DMM CFD-Commodity 取引及びその受託に関する主要な用語の定義

□フォワードレート(ふぉわーどれーと)

<u> 先渡し価格(将来の特定の期日で約定させるレート)</u>

□マージンカット(まーじんかっと) –Margin cut

毎営業日のマーケットクローズ後に、証拠金維持率判定を行っており、当該時点において証拠金維持率が100%を下回った場合、翌営業日のオープン時点で追加証拠金が発生します。当該翌営業日の22時59分までに追加証拠金額が0円とならない場合に、当該翌営業日の23時00分(マージンカットや他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要す場合があります)に、お客様の全ての未決済ポジションを反対売買により強制決済することをいいます。

(例えば、金曜日のマーケットクローズ時点(**夏時間**:土曜日**04時50** 分、冬時間:土曜日**05時50分**) で証拠金維持率が100%を下回っていた場合、翌営業日の22時59分(月曜夜)までに追加証拠金が0円とならなければ、月曜日23時00分にマージンカットとなります。)

(商品先物取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について 省略)

平成29年3月4日 改訂

(反社会的勢力に対する基本方針 省略)

毎営業日のマーケットクローズ後に、証拠金維持率判定を行っており、当該時点において証拠金維持率が100%を下回った場合、翌営業日のオープン時点で追加証拠金が発生します。当該翌営業日の22時59分までに追加証拠金額が0円とならない場合に、当該翌営業日の23時00分(マージンカットや他の注文が殺到した場合には、約定処理に時間を要す場合があります)に、お客様の全ての未決済ポジションを反対売買により強制決済することをいいます。

(例えば、金曜日のマーケットクローズ時点(土曜日**早朝**)で証拠金維持率が100%を下回っていた場合、翌営業日の22時59分(月曜夜)までに追加証拠金が0円とならなければ、月曜日23時00分にマージンカットとなります。)

(商品先物取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について 省略)

(反社会的勢力に対する基本方針 省略)